

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県国民健康保険運営協議会条例（平成28年香川県条例第44号）

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、平成30年度から県が県内の市町とともに国民健康保険を行うものとされたことに伴い、同年度以降の国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための附属機関を設置するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第45号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、自動車の種類として準中型自動車の区分が新設されたこと並びに臨時認知機能検査制度及び臨時高齢者講習制度が新設されたことに伴い、これらに関する手数料を徴収する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年3月12日から施行することとした。

◇香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第46号）

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、自動車の種類として準中型自動車の区分が新設されたことに伴い、サンポート高松交流拠点施設の駐車場の使用料について、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年3月12日から施行することとした。

◇香川県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第47号）

- 1 雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部が改正され、65歳に達した日以後に新たに雇用される者が法の適用の対象とされるとともに、就職促進給付の支給の対象となる行為等が拡充される趣旨を踏まえ、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年1月1日から施行することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第48号）

- 1 人事委員会の平成28年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨等を踏まえ、給料表の改定等及び介護時間の新設等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成29年1月1日、一部の規定は同年4月1日、一部の規定は平成32年4月1日から施行することとした。

◇公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第49号）

- 1 人事委員会の平成28年10月13日付け「職員の給与等に関する報告と勧告」の趣旨を踏まえ、給料表の改定等及び介護時間の新設等を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成29年1月1日、一部の規定は同年4月1日、一部の規定は平成32年4月1日から施行することとした。

◇香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第50号）

- 1 知事部局等の職員との均衡を考慮して、扶養手当を見直し、及び介護時間を新設すること等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成29年1月1日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成32年4月1日から施行する。

◇知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第51号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、知事等の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第52号）

- 1 知事等の期末手当の支給割合との均衡を考慮し、教育長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成29年4月1日から施行することとした。

◇香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第53号）

- 1 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）の一部が改正されたことを考慮し、議会の議員の受ける期末手当の支給割合の改定を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の規定は、平成29年4月1日から施行することとした。